

# FAI 国際滑空記章交付規定

一般財団法人 日本航空協会

制定：1967（S42）年3月1日

改定8：2013（H25）年10月1日

日本航空協会は、FAI（国際航空連盟）正会員（NATIONAL AIRSPORT CONTROL「NAC」）の資格に基づき、FAI SPORTING CODE SECTION 3 に準拠してこの規定を制定する。

## 1. 目的

この規定は、FAI スポーツ規定セクション3クラスD（滑空機）（以下スポーツ規定という）に定めるFAI 国際滑空記章（以下国際滑空記章という）について、課題飛行成績の証明、記章及び認定証の交付に必要な手続きに関する事項を定め、公正にして円滑な実施をはかると共に、我が国における滑空スポーツの奨励をはかることを目的とする。

## 2. 国際滑空記章の種類及び形状

2.1 国際滑空記章は、次に掲げる7種とする。材料は純銀とする。

- 2.1.1 銀章：青地に白鷗3羽の円型記章に銀色葉環のついたもので、形状は図1のとおりとする。
- 2.1.2 金章：青地に白鷗3羽の円型記章に金色葉環のついたもので、形状は図1のとおりとする。
- 2.1.3 ダイヤモンド距離章：銀章または金章葉環上の図2の位置にダイヤモンドをはめ込んだものとする。
- 2.1.4 ダイヤモンド目的地章：銀章または金章葉環上の図3の位置にダイヤモンドをはめ込んだものとする。
- 2.1.5 ダイヤモンド高度章：銀章または金章葉環上の図4の位置にダイヤモンドをはめ込んだものとする。

注：2.1.3～2.1.5（以下シングルダイヤモンド章と称す）は、銅章の者が課題達成しても、当人が銀または金章を取得するまで認定できない。但し、後日の記章認定のために4.6の申請期限内に飛行成績証明を取得しなければならない。銀あるいは金章申請時にシングルダイヤモンド章申請を行う。

- 2.1.6 3ダイヤモンド章：銀章、金章上部に王冠状の台座を付し、3個のダイヤモンドをはめ込んだものである。取得時に所有している銀章か金章かで台材の色が決まる。銅章（国内章）の者が課題を達成しても、当人が銀章または金章を取得するまで認定できない。銀あるいは金章申請

時に3ダイヤ章申請を行う。記章の形状は図5のとおりとする。

2.1.7 750km以上章

: 銀章、金章の上部に王冠状の台座を付し、下部に達成距離表示(750Km以上250Km毎)台座を設けた記章である。当章取得時に所有している銀章か金章かで台材の色が決まる。上部台座の図2～4の位置に既取得ダイヤモンドをはめ込む。形状は図6のとおりとする。

注記: 3ダイヤ章ならびに1000km章はFAIの登録番号が付与される。国内の取扱として、1250km以上章はFAIのHPに公表される達成一連番号を登録番号として取り扱う。記章裏面ならびに認定証にFAI登録番号と国内登録番号を表示する。

1000Km以上章に対してはFAI認定証が発行される。(様式19-1)(様式19-2)

750Km章にはFAI認定証およびFAI登録番号が付与されない。

2.2 記章のデザイン

製作する台材は2.1に従う。

図1

銀/金章



図2

ダイヤ距離賞



120°

図3

ダイヤ目的地賞



図4

ダイヤ高度賞



図5

3ダイヤ章



図6

750Km以上章



該当距離を打刻

3. 記章取得のための条件

3.1 挑戦者の資格

日本国内滑空記章(国内制度)の銅章を所有する者、又は同等の技能を有すると日本滑空協会が認める者。但し、銅章の者は3.4～3.8について飛行成績証明(国際航空連盟の登録番号を含む)を取得することはできるが、記章の認定は銀章または金章を取得まで待たなければならない。

挑戦者は単独飛行で課題を達成しなければならない。

3. 2 銀章 : 下記3つの記録を達成した場合
- (1) 直線距離 50km以上
  - (2) 滞空時間 5時間以上
  - (3) 獲得高度 1000m以上
3. 3 金章 : 下記3つの記録を達成した場合
- (1) 距離 300km以上
  - (2) 滞空時間 5時間以上
  - (3) 獲得高度 3000m以上
3. 4 ダイヤモンド距離章 : 距離 500km以上
3. 5 ダイヤモンド目的地章 : 飛行宣言に従った 300km以上の往復または三角コース  
目的距離
3. 6 ダイヤモンド高度章 : 獲得高度 5000m以上
3. 7 3ダイヤモンド章 : 上記 3. 4、3. 5、3. 6 を全て達成した場合。
3. 8 750km以上章 :
- |         |                  |
|---------|------------------|
| 750km章  | 距離 750km～999km   |
| 1000km章 | 距離 1000km～1249km |
| 1250km章 | 距離 1250km～1499km |
| 1500km章 | 距離 1500km～1749km |
|         | 等 250km刻み        |
3. 9 新しい課題や、記章が追加された場合は、当該事項を記載したFAIスポーツ規程が発行された日付以降の飛行に適用される。

#### 4. 飛行成績の証明

飛行成績証明の目的は、課題飛行がFAIの記章制度に基いて達成されたことをNACとして証明し、複数課題で得られる記章の個々の達成課題記録を記章取得まで保存し、または記章取得資格の無い時に達成した課題記録を記章取得まで保存することであり、飛行成績証明カードを発行する。

単一課題記章の場合は4.5のとおり飛行成績の内容を記章認定証に記載する。

国際滑空記章課題飛行の成績は、次に定める手続きにより、日本航空協会会長（以下航空協会会長という）が飛行成績証明したものでなければならない。公式立会人は、課題飛行がFAI規定に従って適正に達成されたことを証明できる（国際滑空記章記録適合証明・様式2表面の下半分、飛行証明・様式2裏面）。

4. 1 国内で課題飛行に挑戦する機長（以下機長という）は、飛行前に航空協会会長の認定をうけた公式立会人に、立会いを依頼し、飛行証明のための十分な打ち合わせを行わなければならない。但し、1000m高度飛行ならびに滞空時間については滑空協会会長の認定をうけた日本国内滑空記章試験員が立ち会うことができる（以下、1000m高度、滞空時間の試験員を含め公式立会人と称す）。

- 4.2 海外で課題飛行に挑戦する場合、機長が国際航空連盟の規則に従い、飛行場所を管轄する国のNACが認定した公式立会人に、飛行立会いならびに飛行証明発行を依頼する。
- 4.3 機長は、公式立会人の直接立会のもとで、飛行の宣言、自記高度計(Barograph)やフライトレコーダー(以下「GNSS Flight Records」)の用意、及び飛行を証明するためにカメラへフィルムの装填及び封印等、飛行前に必要な準備を行う。
- 4.4 機長は、飛行を終了した場合、すみやかに当該飛行の証明及び証拠を公式立会人(O.O.: Official Observer)に提出し審査を受ける。
- 4.5 公式立会人は課題飛行を達成したことを確認した場合、飛行証明書<飛行成績証明申請書(様式-2)の裏面>に所定の事項を記入署名捺印し、飛行が適正に為されたことを証明するとともに、国際滑空記章記録適合証明書<飛行成績証明申請書(様式2)の下段>に審査結果を記入署名して課題飛行達成を証明し挑戦者に飛行成績証明申請書を渡す。挑戦者は渡された申請書に本人が記入すべき事項を記入し航空協会会長に提出する。航空協会は複数課題で得られる記章の個々の達成課題の場合は飛行成績証明カード(様式1)を発行し、単一課題の場合は記章認定証に飛行成績内容を記載して発行する。航空協会は飛行課題毎に成績承認順の管理番号を付し記録に留める。但し、銅章のものが達成した単一飛行課題の成績証明は5.4参照。
- 4.6 本規定4.5項の申請は、国内で飛行を行った日から6ヶ月以内に申請しなければならない。  
海外で課題飛行を達成した場合は、飛行した国のNACが発行した飛行証明を航空協会が受領し、課題飛行適合を確認した日から6ヶ月以内に飛行成績証明申請書/記章申請書を提出しなければならない。
- 4.7 飛行成績証明申請書(様式2)に添付すべき証明、及び証拠は次のとおりとする。  
海外飛行の場合、当該国NACが定めた飛行証明様式がある場合はこれを原則受け入れる。  
様式設定が無い場合、および当該国にNACが存在しない場合、機長は立会いを依頼した公式立会人に、FAI規定が定める項目(FAI Sporting Code Sec.3 Chap.4等)を満足する飛行証明書を作成させ、日本航空協会に提出する。
- 4.7.1 FAI国際滑空記章記録適合証明書(様式2,表の下段)  
海外飛行の場合、当該国NACが発行の飛行証明書を審査し、課題飛行を達成したと判断した場合、航空スポーツ室長名で適合証明にサインし、当該飛行証明カードを添付することにより、公式立会人(O.O.)の適合証明とする。
- 4.7.2 下記諸事項が記入された飛行証明書(様式2,裏面)または飛行当該国NACが発行した飛行証明書
- (1) 飛行機/ウインチ曳航出発証明書(様式2,裏左上)
  - (2) 着陸証明書(様式2,裏左下)
  - (3) 出発点/旋回点/目的地証明書(様式2,裏右上)
- 宣言書が撮影が出来ない場合、公式立会人は、飛行前に挑戦者に宣言書を記入させること。

(リモート出発点・到着点、旋回点、目的地を宣言した場合に記入)

- (4) 目的地到着証明欄(様式2, 裏右上) ----- (3) と同じ欄の最後の2行。

目的地宣言を行った場合、公式立会人は宣言通りの飛行を確認出来た場合署名する。

- (5) 距離ペナルティ計算書 (様式2, 裏右下)

(離脱高度と着地点高度差が1000m以上の場合記入)

- 4.7.3 当該飛行時に書き込まれた自記高度計記録紙

(滞空時間の場合は、公式立会人が視認出来る範囲で5時間飛行を実施した場合は不要)

- 4.7.4 大圏コース距離計算書(距離飛行を達成した場合のみ)

距離の算出は、FAIにて配布されている計算プログラム(WGS84楕円体)を使用して行なう。なお、計算結果を印字した用紙を添付すること。

なお、プログラムは以下のFAI Web「World Distance Calculator」にて入手が可能である。(Webアドレス) [http://www.fai.org/distance\\_calculation/](http://www.fai.org/distance_calculation/)

- 4.7.5 当該飛行について、飛行を宣言したもの。

旋回点(リモート出発点・リモート到着点)、及び着陸地点を撮影したフィルム。

IGC(FAI国際滑空委員会)が認定したGNSS Flight RecordersのデータをダウンロードしたフロッピーディスクまたはCD-ROM等の電子媒体。

なお、IGCが認定した最新版のレコーダーは以下にて確認できる。

(Webアドレス) [http://www.fai.org/gliding/system/files/igc\\_approved\\_frs.pdf](http://www.fai.org/gliding/system/files/igc_approved_frs.pdf)

(検索: IGC Approvals for GNSS Flight Recorders)

## 5. 国際滑空記章の交付

- 5.1 国際滑空記章の交付を受けようとする者は、本規定4.5項に基づき交付された飛行成績証明書の内容がスポーツ規定に定める達成課目に該当することを確認のうえ、国際滑空記章申請書(様式3~様式9)に所定事項を記入し、航空協会会長へ申請することができる。

- 5.2 航空協会会長は、申請書の内容がスポーツ規定に定める成績に該当することを審査のうえ、当該記章交付証明カード(様式10-2)、記章認定証(様式10-1~16)および記章(2.2に定める)を交付する。記章毎に認定順の管理(登録)番号を付し記録に留める。

なお、記章(バッジ)の発行は選択性とし、必要に応じて後日の発行(手数料要)も認める。

- 5.3 3ダイヤモンド章ならびに1000Km章が達成された場合、FAIに報告(様式18)しFAI登録番号を取得し、日本航空協会が交付する記章の裏面に当該番号を打刻する。1250Km以上章の場合は、FAIに報告するとFAIホームページの距離章別達成者一覧表に記載されるので、その達成一連番号をFAI登録番号と見做して航空協会交付の認定証ならびに記章裏面に打刻する。1000Km以上章に対し、FAI認定証(様式19-1, -2)が発行される。

- 5.4 シングルダイヤモンド章ならびに750Km以上章は、単一飛行課題であるため、飛行成績証明することが記章認定をすることとなる。したがって、飛行成績証明と記章認定は同一登録番号

で管理する。国際章取得資格の無いものがこれらの課題飛行を達成した時は、管理番号を付与せずに成績証明し、資格取得時に登録番号を付与する。

5. 5 シングルダイヤモンド章は記章認定証のみ交付することができ、現有の記章にダイヤ加工（有料）するかどうかは被認定者が決定し、航空協会に台となる現有記章を添えて加工を申請する。

6. 本規定における各申請書の様式は、次の通りとする。

6. 1 飛行成績証明申請書 (様式2)

公式立会人が証明すべき4. 6. 2に定める各種事項の証明書様式と一葉となっている。

6. 2 F A I 国際滑空記章申請書

- |         |            |       |
|---------|------------|-------|
| 6. 2. 1 | 銀章         | (様式3) |
| 6. 2. 2 | 金章         | (様式4) |
| 6. 2. 3 | ダイヤモンド距離章  | (様式5) |
| 6. 2. 4 | ダイヤモンド目的地章 | (様式6) |
| 6. 2. 5 | ダイヤモンド高度章  | (様式7) |
| 6. 2. 6 | 3ダイヤモンド章   | (様式8) |
| 6. 2. 7 | 750km以上章   | (様式9) |

7. 本規定における飛行成績証明書ならびに国際滑空記章認定証の様式は次の通りとする。

7. 1 飛行成績証明カード (様式1)

7. 2 記章認定証

- |         |              |              |
|---------|--------------|--------------|
| 7. 2. 1 | 銀章           | (様式10-1)     |
| 7. 2. 2 | 金章           | (様式11)       |
| 7. 2. 3 | ダイヤモンド距離章    | (様式12)       |
| 7. 2. 4 | ダイヤモンド目的地章   | (様式13)       |
| 7. 2. 5 | ダイヤモンド高度章    | (様式14)       |
| 7. 2. 6 | 3ダイヤモンド章     | (様式15)       |
| 7. 2. 7 | 750km以上章     | (様式16-1, -2) |
| 7. 2. 8 | 記章認定証交付証明カード | (様式10-2)     |

8. 本規定についての申請料（税別、但し飛行成績証明のみ税込）は、次の通りとする。

8. 1 飛行成績証明カード 1,500円 複数課題項目の個々の課題が達成された場合のみ発行。  
記章に該当する場合は、記章認定証に飛行成績内容を記載する。

8.2 記章認定申請料	認定証と記章 (バッジ)	認定証のみ発行の場合
8.2.1 国際滑空銀章	12,000円	3,000円
8.2.2 国際滑空金章	15,000円	3,000円
8.2.3 国際滑空シングルダイヤモンド章		3,000円

(現有の記章にダイヤモンド加工は 2,000円/個)

銅章所有者が課題を達成した場合は、飛行成績証明カードのみ申請(8.1)し、銀章または金章取得と同時にシングルダイヤモンド章申請を行う。

金・銀章料金にシングルダイヤ章あたり3,000円追加となる)。銀記章にダイヤ加工した後、金章を獲得し、金記章にもダイヤモンド加工する場合は、金章料金と上記ダイヤ加工費が必要(人工ダイヤを使用しており、人工ダイヤは再加工できない)。750Km以上章取得後にシングルダイヤ章を申請する場合は、金章・銀章賞取得者の場合と同じとする。3つ目のシングルダイヤ章取得者は、8.2.4による。

8.2.4 国際滑空3ダイヤモンド章	認定証と記章 (バッジ)	認定証のみ発行の場合
	27,000円	4,000円
	(ダイヤモンド加工費含む)	(FAI認定証含む)

3ケ目のシングルダイヤモンド章を達成した者が申請する。3ダイヤモンド記章は新規製作する(裏面に3ダイヤの登録番号を打刻するため)。750Km以上章既得者が3ダイヤモンド章申請(27,000円納入)と同時に、750Km以上章に3ケ目のダイヤ加工も希望する場合はその加工費は免除する。(750Km以上章はダイヤ加工する王冠部を有するが、裏面に3ダイヤの取得番号を打刻出来ないので、3ダイヤバッジを購入してもらう。)台座材料の選定は2.1.6参照。銀色(章)の3ダイヤモンド記章を所持している人が金章を取得した場合は、金章を購入すると共に取得者の選択により3ダイヤ章台座を金メッキ加工することが出来る。金メッキ加工費は1,000円とする。

8.2.5 国際滑空750km以上章	認定証と記章 (バッジ)	認定証のみ発行の場合
750km章	26,000円	3,000円
1000km以上章	27,000円	4,000円 (FAI認定証含む)
	(ダイヤモンド加工費含む)	

当該記章は対象距離がある都度新規制作となる。台座の色選定は2.1.6参照。銀色(章)の750Km記章を所持している人が金章を取得した場合は、金章を購入すると共に取得者の選択により台座に金メッキ加工することが出来る。金メッキ加工費は1,000円とする。750Km以上章取得後にシングルダイヤモンド章を取得する時の申請料ならびに加工費は8.2.3を適用。

## 9. 飛行成績証明カード、国際滑空記章の再交付および後日交付

9.1 飛行成績証明カード、国際滑空記章、及び記章認定証書の再交付および記章の後日交付を受けようとする者は、FAI国際滑空記章再交付（後日）申請書（様式17）に所定事項を記入し、航空協会会長へ申請しなければならない。

9.2 再（後日）交付の申請料は、以下の事例を除き、本規定8項に定める交付申請料と同額とする。

9.2.1 書状（カード、記章認定証）のみの再発行は（8.1に準じ）2,000円とする。記章（バッジ）の再発行又は後日発行は各記章発行料から、記章認定証発行料を差し引いた額に

再/後日発行手数料3,000円を加えた額とする。（例：金章バッジ：  
金章申請料 15000 - 認定証発行料 3000 + 再/後日発行手数料 3000 = 15000円）

再交付は既得登録番号で行なうが、発行日は再交付日とする。

単一ダイヤモンド章の再発行費は台座記章代金（銀章、金章、750Km以上章）に〔5,000円×ダイヤの数〕（5000円＝記章認定書再発行料3000円＋ダイヤ加工費2000円）

を加算した申請料とする。

\* 本文表示金額には、消費税が含まれていない。

## 10. 罰 則

10.1 この規定に違反し、不正な手段により公式立会人の立会いを受け、飛行を行った者は、その証明を無効とされ、以後1年間公式立会人に対し、立会いの申請を行うことが出来ない。

10.2 この規定に違反し、不正な手段により飛行成績証明カードまたは国際滑空記章の交付を受けた者は、当該資格認定を取消され、かつ当該記章等を速やかに航空協会会長に返納するとともに、認定日以後4年間以上国際滑空記章の申請を行うことが出来ない。

## 11. 計測機材と精度確認

11.1 滞空時間飛行の計測に使用する時計は、時、分、秒の時刻を明示できるものであること。

精度確認のため、飛行前および飛行後3時間以内に標準時と照合しなければならない。

但し、GNSSデータによる時間データは、上記精度確認を要せず、有効である。

11.2 獲得高度飛行、及び距離飛行に使用する自記高度記録計（バログラフ）や、GNSS Flight Recordersを使用することとする。但し、GNSS Flight Recordersは、FAIが定めるもの、もしくは2010年3月以前に航空協会の認定・登録を受けたもの、及び航空協会会長が承認したものを使用すること。

使用する機材は、公的機関が認定する検査機関、当該機材のメーカー、または2010年3月以前に航空協会会長が承認した機関で検定を受けていなければならない。ただし、海外における飛行の場合は、当該国のNACが承認した機材を使用すること。



- 1 1 . 3 獲得高度証明に使用する自記高度記録計は、当該飛行の1年前（電子式では5年前）以内、  
または飛行後1ヶ月（電子式では2ヶ月）以内に検定を受けなければならない。
- 1 1 . 4 公式立会人（O.O.）は、飛行で使用する機材の精度保持やその運用について、正しく行な  
われていることを確認しなければならない。

以 上

付則 本規定は平成25(2013)年10月1日から発効とする。

#### 改定履歴

改定1：1994（H6）年3月31日	
改定2：2000（H12）年3月31日	1000km章交付料変更（-25000）、消費税額表示の変更など
改定3：2002（H14）年3月31日	1000km以上章、記章取得のための条件（第3項）の記載など
改定4：2004（H16）年3月31日	国外で達成した飛行成績証明の申請期限など
改定5：2005（H17）年3月31日	3ダイヤ章交付料変更（+2000）など
改定6：2006（H18）年3月31日	750km章の設定など
改定7：2010（H22）年3月31日	記章（バッジ）の発行を選択制とする、成績証明書の廃止、 自記高度計の型式認定を廃止しFAI規程によるなど
改定8：2013（H25）年10月1日	獲得高度証明に関する当該飛行前の検定期間を電子式自記高度計 の場合5年前に変更